

# 与論町告示 77 号

与論農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 4 年法律第 58 号)第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定により告示し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案について、本町の住民は、縦覧期間満了の日までに、与論町に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和 7 年 10 月 6 日の翌日から起算して 15 日以内にこれを与論町に申し出ることができる。ただし、異議申出期間の最終日が休日の場合は休日の翌日を最終日とする。

令和 7 年 9 月 25 日

与論町長 田畠 克夫



## 1 縦覧期間

自 令和 7 年 9 月 25 日 (木)

至 令和 7 年 10 月 6 日 (月)

## 2 縦覧場所 与論町役場 産業課

## 3 変更案の内容及び変更理由

| 変更する計画                      | 変 更 の 内 容                                      | 変 更 の 理 由 |
|-----------------------------|--|-----------|
| 農用地利用<br>計画                 | 次の土地を農用地区域から除外する                               |           |
|                             | 大島郡与論町大字立長字東與舎 1930-1<br>871 m <sup>2</sup>    | 病院        |
|                             | 大島郡与論町大字立長字東與舎 1940-2<br>29 m <sup>2</sup>     | 病院        |
|                             | 大島郡与論町大字立長字東與舎 1946-3<br>150 m <sup>2</sup>    | 病院        |
|                             | 大島郡与論町大字立長字東與舎 1946-4<br>3, 052 m <sup>2</sup> | 病院        |
|                             | 大島郡与論町大字立長字東與舎 1944-5<br>46 m <sup>2</sup>     | 病院        |
|                             | 大島郡与論町大字立長字東與舎 1946-9<br>9. 25 m <sup>2</sup>  | 病院        |
|                             | 大島郡与論町大字立長字東與舎 1946-10<br>43 m <sup>2</sup>    | 病院        |
|                             | 大島郡与論町大字立長字東與舎 1951-2<br>624 m <sup>2</sup>    | 病院        |
|                             | 大島郡与論町大字立長字東與舎 1907-1<br>108 m <sup>2</sup>    | 病院        |
|                             | 大島郡与論町大字立長字東與舎 1915-2<br>966 m <sup>2</sup>    | 病院        |
|                             | 大島郡与論町大字立長字東與舎 1915-7<br>3, 167 m <sup>2</sup> | 病院        |
|                             | 大島郡与論町大字麦屋字平瀬 3210-3<br>53 m <sup>2</sup>      | 宅地        |
|                             | 大島郡与論町大字麦屋字平瀬 3210-4<br>89 m <sup>2</sup>      | 宅地        |
| 計 9, 207. 25 m <sup>2</sup> |  |           |

#### 4 意見書の提出について

##### (1) 意見書の提出については次によること

- ① 意見書の提出方法については、直接持参、郵便、ファックス、インターネットによることとする。なお、電話での意見は受けられない。
- ② 意見書は日本語に限ることとする。
- ③ 個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

なお、意見書は、市町村整備計画以外に対しては提出できない。また、意見書は公表することもある。ただし、特定の個人が識別できる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該個所を伏せる場合がある。

意見書に対する個別の回答は行わず、市町村整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

これらのことについては、今後の市町村整備計画においても当分の間適用することとする。